

本県における 和種種雄牛の計画生産育成について

渡辺明喜

経済性の高い優良種雄牛の生産、育成を無駄のない様計画的に行うことは、和牛改良上最も大切なことであり、しかも人工授精が年々急速に普及している現状においては早急にこれが実施される必要がある。

本県においても、この問題については、昨年来より一連の具体的施策を樹てて実施に努力しており、これらの機構なり規定等の一部についてはその都度本誌上に説明し、関係者の協力を求めたところであるが、今回新規定に基づく第1回の認定検査が終了し、昭和32年度において育成を要する認定牛が決定したので、この発表を併せて、改めて昨年来より具体化されて来た種雄牛計画生産についてその概要を記してみると

一. 優良種雄牛生産育成要領の設定

昨年7月25日和牛試験場において関係者協議の上設定されたもので、種雄牛計画生産の基本要領である。全文別項のとおりであるが、遺伝的に真に優良な種雄牛資源を確保するための基礎牛の指定、並びに育成牛の認定がこの骨子となっている。

二. 和種種牡牛資源確保委員会の設置

県畜連和牛登録協会並びに関係郡畜連育成組合と関係県議会議員等によって昨年7月25日組織され、主として基礎牛の設定、育成計画、交配指定(後代検定)等の計画生産上の基本事項につき審議することが目的とされておりこの規約は本誌昨年9月号に記載済みである。

三. 岡山県種牡牛育成組合の誕生

従来岡山県の育成事業は吉備、川上、阿哲、真庭の各郡を主体に行われ、そのうち阿哲、川上、真庭に夫々育成組合が組織されていたが最近の種雄牛の需要の激減に伴って組織的な活動も困難となり育成家も阿哲を主体として全県下で約40名にすぎない状態となったので特に従来の地域的慣習にとらわれた無計画な育成方法から脱却して、一本化された組織のもとに種畜の計画的な確保と育成を行うことが強く要請された結果、関係者の自覚と協力によって遂に昨年12月

18日県内育成家の大同団結が実現し、本県和牛改良史上画期的ともいふべき岡山県種牡牛育成組合の誕生を見たわけである。組合員(育成家)の地域的構成をみると

吉備総社	3人
上房	2人
川上	8人
阿哲新見	16人
真庭	5人
苫田津山	3人
勝田	2人
久米	1人

計40人となっている。種牡牛の計画生産を強く推進するためにこの組合の円滑な運営が期待される。

四. 昭和32年度育成種雄牛の認定について

優良種雄牛生産育成要領に基づく認定検査は、昨年12月実施された地方臨時種畜検査と併行して個体検査が行われ引続き全国和牛登録協会岡山県支部において系統調査並びに繁殖成績による遺伝的不良形質の調査が詳細に実施された結果本月25日別表のとおり申請総頭数64頭に対し35頭の認定牛が決定した。これらの認定牛は本年5月、7月、9月、(予定)の数次にわたって検査を行い、育成途中において、体型のくずれたものを早期に排除すると同時に優良な育成牛のみの完成を目ざすこととなった。

五. 基礎牛の指定

現在既に阿哲畜連並びに和牛試験場から33頭の申請に基づいて、調査を行っており引続き真庭郡、川上、高梁、各畜連から近く相当数の該当牛が申請される見込みである。

岡山県優良種雄牛生産育成要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県産和牛の改良を図るため、遺伝的不良形質を除去して、優良形質を増強し血統、

岡山畜産便り1957.03

能力、体型ともに優れた種雄牛の生産、育成を奨励することを目的とする。

(育成の条件)

第2条 優良種雄牛として育成しようとするものは、第3条の規定に基く指定牛相互間に生産された雄犢(A級)でなければならない。

但し当分の間は次の条件を備えた、母牛から生産された雄犢(B級)でもよいこととする。

(1) 父母並びにその牛が審査得点77点以上の登録牛、及び黒毛和種登録規程一部改正(昭30.2.22)以前の高等登録候補牛

(2) 父母及び祖父母が登録牛であって将来77点以上の登録牛になる見込のある子牛を生産した登録牛

(3) 前述1及び2については12箇月以上空胎でないものでしかも、父母の繁殖成績に遺伝的不良形質の認められないもの(但し第3類については出現率等を勘案して決定する。)

(種雄牛並びに種雌牛の指定)

第三条 全国和牛登録協会、黒毛和種登録規程及び同蔓牛規程に基いて次の各号に掲げる条件の一を備えたものは、優良種雄牛資源確保のため基礎牛として指定する。

(一) 認定蔓牛組合の供用種牡牛及び基礎牛

(二) 蔓牛認定牛

(三) 高等登録牛

(四) 高等登録受審資格牛で第4条に定めた後代検定に合格したもの。

(五) (一)、(二)、(三)、(四)相互間に生産された登録牛で、第4条に定めた後代検定に合格したもの。

但し高等登録受審資格牛中12箇月以上不受胎のためその資格を失った登録牛については、当分の間(四)の資格牛と同等に取扱うこととする。

(遺伝的能力検定(後代検定))

第四条 この要領で定める種雄牛並びに種雌牛の遺伝能力検定(以下後代検定という)は次の方法によらなければならない。

一 雄牛の後代検定

全国和牛登録協会の種牡牛後代検定方法若しくは次の第一又は第二の方法による。

第一

(イ) 一定期間種付雌牛(500頭以上)全部の産

犢(流産、早産及び死産のものを含む)につき調査の結果不良形質の出現していないもの。

(ロ) 同時に産犢とその母牛を、A、B、C、D級に区分し、方眼グラフを作成し種雄牛の遺伝能力を検定し、優良なことを確認すること。

第二 指定種雌牛10頭以上に交配しその遺伝能力を(ロ)によって検定し優良なことを確認すること。

二 種雌牛の後代検定

後代検定済の種雄牛(指定種雄牛)に交配し、連産2回以上で産犢を検定しその産犢が何れもA級であるもの。

(基礎牛の指定)

第五条 第3条の条件を備えた牛については、所有者の申請に基いて、知事が調査のうえ基礎牛として指定する。

(一) 前項の指定を受けようとするものは、申請書(別記様式一)に繁殖成績調査書(別記様式二)を添えて申込むものとする。なお、蔓牛認定牛又は高等登録牛では、それを証明する書類の写を添えなければならない。

(二) 指定牛に対しては、基礎牛指定証明書(別記様式三)を交付する。

(候補牛の認定)

第六条 第三条の条件を備えたもので将来種雄牛として育成しようとするものについては、生後8ヶ月以内において、所有者の申請によって、知事が検査の上認定する。

2 認定を受けようとするものは、申請書(別記様式四)に繁殖成績調査書(別記様式五)を添えて申込むものとする。但し指定牛相互間に生産されたものについては、繁殖成績調査書の添付を要しない。

3 検査は体型、資質、血統について行う。

4 認定牛に対しては、認定証(別記様式六)を交付する。

(指定並びに認定の取消)

第七条 基礎牛又は認定牛について、指定又は認定後その牛の両親若しくは、その牛自身の産犢に遺伝的不良形質第一類、第二類が出現したときは、指定又は認定を取消す。

(認定牛の取扱)

第八条 種雄牛の供用に当たっては、努めてこの認定

岡山畜産便り1957.03

牛のうちから選定するよう奨励する。

(以上第三類という)

2 県有種雄牛の購買は認定牛のうちから認定する。

様式略

(遺伝的不良形質)

第九条 この要領において遺伝的不良形質とは次のものをいう。

1 長期在胎, 無毛, 下顎関節強直, 先天性盲目, 小眼球単蹄無尾, 豚尻, 遺伝性肢攣縮 (以上第一類という)

2 乳頭不足, 褐毛 (以上第二類という)

3 白舌, 白斑 (乳房部, 恥骨部以外の顕著な白斑)

3月の畜産市場

- ◇漸騰気味な乳牛価格
- ◇豚肉市況は引締る
- ◇牛肉相場は横ばい
- ◇相変わらず強気の飼料
- ◇弱気の鶏卵と保合の食鳥

昭和32年第1次認定牛

合格番号	名号	生年月日	産地	血統		管理者住所氏名
				父	母	
1	第二松義	31.5.21	阿哲大	第四下前黒 3,778	まつよし黒 19,339	総社市井尻野坪井忠良
2	第十四緑山	31.1.7	阿新郷	"	第十二みどり黒 123,619	吉備郡足守町柏菅武尚
3	第三吉平	30.9.20	上北房房	清谷黒 2,614	かなひら黒 42,004	上房郡北房町平岡嘉平
4	第四円霞	31.1.5	新見市	第十神福黒高 17	第二はやし黒 25,323	新見市上市西方坂井順市
5	第六山福	31.6.5	阿哲大	第四下前黒 3,778	第七やまね黒 120,932	新見市大佐町柴田勇
6	高呂木	31.3.15	阿哲多	"	第一ささき黒 66,778	新見市高尾中村柳造
7	川繁三	31.5.30	新見草間	第十神福黒高 17	第三かわかみ黒 118,696	新見市草間小林早太
8	清五	31.6.17	"	第四下前黒 3,778	きよし黒 53,437	新見市高尾中村柳造
9	第六津村	30.12.3	阿哲西	第三重利黒 3,002	第四しんぷく黒 21,846	阿哲郡哲西町沖田洋美
10	第三難波	31.6.8	阿神郷	第四下前黒 3,778	第四よしてる黒 95,806	阿哲郡大佐町磯田長雄
11	第十三平	31.7.20	阿哲大	第六清国黒高	第二ふくさん本黒 11,262	阿哲郡神郷町大塚淳一
12	花上	31.3.28	新見草間	"	さかえ黒 196,889	新見市菅生西尾竹一郎
13	第二十梶屋	31.1.1	阿哲西	第十四仙貫黒 2,003	第十三かじや黒 128,507	新見市熊谷宮原金五郎
14	第三大町	31.6.3	阿哲大	第四下前黒 3,778	まち黒高	阿哲郡神郷町牧護
15	第二十九保安	31.11.1	阿哲西	第一大町黒 4,666	第二十二しんもり黒 180,332	阿哲郡哲西町安田音四郎
16	第二国花	30.9.26	新菅見生	第六清国黒高	第二かわはな予岡 15,074	阿哲郡哲西町西川儀太郎
17	第五盛山	30.9.17	阿哲西	第十四仙貫黒 3,003	やすはな本黒 5,180	" 沖田洋美
18	第一千竹	30.12.10	新見千屋	第四下前黒 3,778	第二十三ちたけ黒 180,334	" 山口宇平
19	第六大茶	32.4.17	"	"	第十一おおまき黒 196,739	" 嘉壽米蔵
20	第十六清竹	30.5.28	"	第六清国黒高	まえたけ本黒 3,413	新見市千屋和牛試験場

岡山畜産便り1957.03

合格番号	名 号	生年月日	産 地	血 統		管理者住所氏名
				父	母	
21	第二十八岡光	30. 8. 2	阿 哲 多	神 光 黒 3,780	第五おかみつ 黒 43,611	新見市千屋 和牛試験場
22	第二十七千竹	30. 8. 3	和 牛 試験場	第六清 国 黒高	第十おもだ 子岡 2,807	〃
23	第二十八千竹	30. 8. 10	〃	〃	第十六ちたけ 黒 89,208	〃
24	第二十九千竹	30. 9. 22	〃	第四下 前 黒 3,778	おほみ一 本黒 947	〃
25	第三十一千竹	31. 6. 24	〃	〃	おほみ二 黒高 141	〃
26	第三十二千竹	31. 8. 22	〃	〃	ちたけ一 黒 229,587	〃
27	第三十三千竹	31. 8. 21	〃	第十八千竹 黒 4,496	おおみ一 本黒 947	〃
28	第三十四千竹	31. 9. 13	〃	第四下 前 黒 3,778	第十六ちたけ 黒 89,208	〃
29	新 隆	31. 6. 4	真 庭 新 庄	宮 永 黒 4,044	第二てるみ 黒 22,398	真庭郡新庄村 大 沢 隆
30	第 四 七 富 基	31. 4. 2	真 庭 勝 山	羽 黒 山 黒 4,741	第三五とみもと 黒 60,125	真庭郡久世町 河 野 作 平
31	新 玉	31. 5. 5	真 庭 新 庄	第二末 広 黒 4,427	第二しんちよみ 黒 34,009	〃 馬 場 雅 男
32	第 六 宮 守	31. 4. 22	真 庭 美 甘	第三山 根 黒 3,514	第二みやもり 黒 56,066	〃 佐 田 増 太 郎
33	中 三	31. 4. 8	真 庭 落 合	〃	なかしま 黒 169,819	真庭郡落合町 中 島 重 龜
34	第 三 平 安	31. 6. 1	〃	第三安 達 黒高	ひらおか四 黒 89,977	〃 押 柄 善 真
35	藤 二	31. 8. 1	阿 哲 多	第四下 前 黒 3,778	第三ふじ 黒 148,292	阿哲郡哲多町 高 木 彌 市